

広島県告示第五百五十九号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第五項及び同項の規定により準用する同法第三条第三項の規定によって、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

その関係図書は、広島県土木建築局河川課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 特定都市河川

河川名		区間	
本川		上流端	下流端
	右岸	広島県竹原市下野町字西宮原三五六三番三地先	瀬戸内海に至る
	左岸	広島県竹原市下野町字西宮原三五六六番一地先	

二 特定都市河川流域

広島県竹原市小梨町の一部、同市下野町の一部、同市新庄町の一部、同市竹原町の一部、同市田ノ浦一丁目の一部、同市田ノ浦二丁目から三丁目まで、同市本町一丁目から四丁目まで及び同市港町一丁目の一部